

# 読谷村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

## ●地球温暖化とは

現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。



よみたんブランドパワー  
アップキャラクター  
『よみとん』

## 地球温暖化の影響予測

- ① 海水の熱膨張や氷河が溶けて、海面が最大88cm上昇します。南極の「棚氷」が溶けるとさらに海面が上昇します。
- ② 現在絶滅の危機にさらされている生物は、ますます追い詰められ、さらに絶滅に近づきます。
- ③ マラリアなど熱帯性の感染症の発生範囲が広がります。
- ④ 降雨パターンが大きく変わり、内陸部では乾燥化が進み、熱帯地域では台風、ハリケーン、サイクロンといった熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が多くなります。
- ⑤ 気候の変化に加えて、病害虫の増加で穀物生産が大幅に減少し、世界的に深刻な食糧難を招くおそれがあります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト  
([http://www.jccca.org/pamphlet\\_panel/panel/panel05.html](http://www.jccca.org/pamphlet_panel/panel/panel05.html))  
環境省「地球温暖化パネル」

## 1 計画の基本的事項

### 1. 計画の目的

本計画（事務事業編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条に基づき、本村の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 2. 計画の方針

- ・本村の温室効果ガスの実質的な排出量の抑制に取り組みます。
- ・省エネルギーや省資源化、グリーン購入に積極的に取り組み、事務経費（光熱費等）の削減と循環型社会の構築・推進を図ります。
- ・本村の率先した取り組みの成果等を広くPRしていくことで、住民や事業者等の地球温暖化対策に向けた取り組みのさらなる実践を促します。

## 3. 基準年度・計画期間

基準年度	2015（平成 27）年度
計画期間	2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までの 5 年間

## 4. 計画の対象範囲

### ①事務及び事業の範囲

本計画は、本村におけるすべての事務及び事業を対象とします。

ただし、指定管理者等による管理施設や委託等により実施する事務や事業は、温室効果ガス排出量の抑制等の取り組みを努力義務とします。

### ②対象範囲の組織及び施設等

出先機関を含めた本村が所管するすべての組織及び施設等で取り組みます。

なお、建て替えた読谷火葬場（旧）、建て替え予定の読谷村立歴史民俗資料館、平成 28 年度から指定管理者施設となった地域振興センターについては、平成 27 年度を基準年度とする為、対象外施設とします。

## 5. 対象とする温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項には 7 物質の温室効果ガスが規定されています。そのうち、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）については算定が困難であること、また、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）は温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことから、本計画の対象から除きます。

よって本計画では、発生量が多く削減対策に取り組みやすい二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

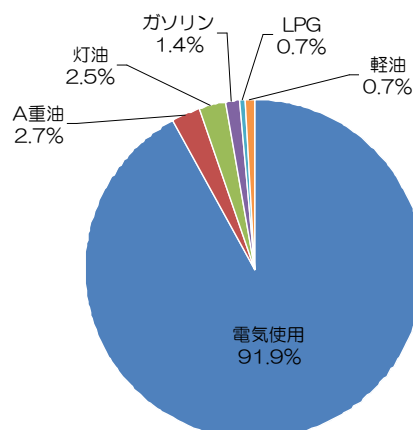


# 2 二酸化炭素の排出量状況

## 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

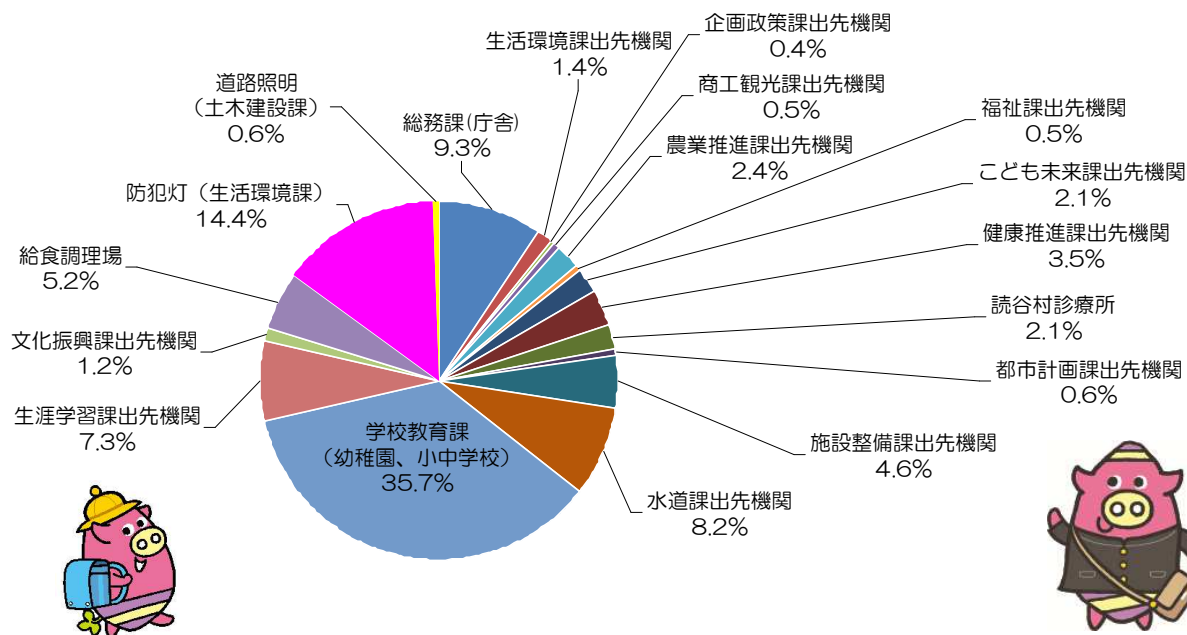
本村の事務・事業に伴い発生する二酸化炭素総排出量は、基準年度である 2015（平成 27）年度で 6,883.1 t-CO<sub>2</sub> となっています。

二酸化炭素排出量を発生源別にみると、電気の使用量が 6,325.2 t-CO<sub>2</sub>（91.9%）と最大です。次いで、A 重油が 187.0 t-CO<sub>2</sub>（2.7%）、灯油が 175.2 t-CO<sub>2</sub>（2.5%）となっており、電気の使用量がほとんどを占めています。



## 2. 所管課別二酸化炭素排出量

所管課別の二酸化炭素排出量をみると、学校教育課（幼稚園、小中学校）が 2,457.7 t-CO<sub>2</sub>（35.7%）と最も大きく、次いで、生活環境課が所管する防犯灯が 992.7 t-CO<sub>2</sub>（14.4%）、総務課（庁舎）が 641.1 t-CO<sub>2</sub>（9.3%）と続きます。



## 3 計画の目標

### 1. 二酸化炭素排出量の削減目標

基準年度排出量 平成 27 年度	削減目標		目標年度排出量 平成 33 年度
6,714.8t-CO <sub>2</sub>	1) 防犯灯のLED化による削減目標	4.0%	6,311.9t-CO <sub>2</sub>
	2) 職員の事務の執行等に係る削減目標	2.0%	

注) 基準年度排出量において対象外施設とする読谷火葬場(旧)、読谷村立歴史民俗資料館及び地域振興センターから排出された二酸化炭素排出量は除外しています。

## 4 目標達成に向けた具体的な取り組み（一部抜粋）

### 1. 庁舎及び公共施設の管理に関する取り組み

① 省エネルギーの推進	照明に関する省エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>昼休み（受付事務や来客の場合を除く）、退庁時、及び業務中、不要と思われる箇所（トイレ、会議室、給湯室等）は消灯する。</li> </ul>
	OA機器に関する省エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修、会議等で離席する場合、使用しないOA機器の電源を切る。</li> <li>休日前など長時間使用しないときは、必要に応じてコンセントからプラグを抜き、待機電力を節電する。</li> </ul>
	冷房に関する省エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>クールビズを実施する。</li> <li>冷房の効果を高めるため、カーテンやブラインドを有効活用する。</li> </ul>
② 省資源・リサイクルの推進	紙類の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>両面コピー、裏面使用を徹底し、使用枚数の削減を図り、印刷前には用紙サイズや枚数等の確認、使用後のリセットを徹底し、ムダな印刷を行わない。</li> <li>庁内LANや電子メールを有効に活用する（電子決裁等）。</li> </ul>
	ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品等の納入時に、不要な包装を控えるように指示する。</li> <li>3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）を推進する。</li> </ul>

② 省資源・リサイクルの推進	リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済み封筒、ファイル等を再利用する。</li> <li>紙類等について、分別収集、資源化、減量化を行う。</li> <li>不要となった物品は、職員ポータルに掲示板を利用し、他部署で再利用する。</li> </ul>
	水道水の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員一人ひとりが節水を心がけ、水をムダにしない。</li> </ul>
③グリーン購入の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>製品購入時には、エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベリング商品等環境に配慮した商品を積極的に購入する。</li> </ul>

## 2. 自動車の利用に関する取り組み



低公害車の導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車を導入する場合には、ハイブリッド車、低燃費車等の低公害車を導入する。</li> </ul>
自動車使用の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関を積極的に利用する。</li> <li>通勤距離が2 km未満の通勤者は徒歩、自転車利用に努める。</li> </ul>
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブ、アイドリング・ストップを実践する。</li> </ul>

## 3. 公共事業に関する取り組み



環境配慮型の事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施する。</li> <li>建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注に当たっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品を使用する。</li> </ul>
省エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電や風力等、再生可能エネルギーの導入に努める。</li> <li>設置されている蛍光灯や既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切り替え及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入を行う。</li> </ul>

## 4. 来庁者への協力依頼等に関する取り組み

協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。</li> <li>健康のためにできるだけエレベーターの使用を控え、階段を利用するよう協力を求める。</li> </ul>
------	---

# 5 計画の推進及び取り組み成果の公表

本計画は、推進統括者（村長）、読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部、推進部会及びエコリーダーによる、計画の着実な推進と進行管理を行います。また、効果的な計画推進のために職員の取り組みを毎年度、点検、評価し、必要に応じて見直しを図ります。

本計画の実施状況については、本村の広報紙やホームページなどで毎年度公表します。



読谷村地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 概要版  
2017(平成29)年度~2021(平成33)年度  
2017(平成29)年2月

沖縄県読谷村 総務部 生活環境課  
〒904-0392 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地  
TEL : 098-982-9214 (直) FAX : 098-982-9208

この印刷物は再生紙を使用しています。